

撮影・取材許可申請書

財団法人 諸橋近代美術館 館長 殿

(申請者)

会社名

代表者

⑨

住 所

TEL

諸橋近代美術館を撮影・取材及び撮影した画像使用について許可願いたく、下記内容のとおり申請致します。

なお、撮影にあたっては裏面にあります【撮影に係る注意事項】を遵守します。

撮影・取材日時	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()		
	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
撮影場所及び人数		人 数	人
撮影・取材内容			
掲載媒体			
掲載内容			
発行部数		部	
撮影方法及び機材の数			
現場担当者連絡先	氏 名		
	会社名		
	TEL 又は 携帯電話		
	E-mail		
その他特記事項	※企画書等の資料を添付してください。		

撮影に係る注意事項

美術館内及び外観の撮影にあたっては、下記の事項を遵守してください。

- (1) 撮影目的以外には使用しないこと。
- (2) 撮影にあたり、所有権・著作権等法令上の問題が生じた場合は、すべて申請者が責任を負うこと。
- (3) 撮影にあたっては許可された場所、人数及び時間の範囲内で行い、館の担当職員の指示に従うこと。
- (4) 展示室・展示ホール内では原則としてボールペンなどインク顔料系などは使用できないので、メモをとる場合は鉛筆を使用すること。
- (5) 撮影・取材関係者は「撮影許可証」の腕章を着けること。
- (6) 開館中に撮影を行う場合は、建物・展示物等に損害を与えないよう、来館者の迷惑にならないように細心の注意を払うこと。
- (7) 万一、建物・備品・展示作品等を損壊した場合は、申請者の責任により対処すること。
- (8) 館内での喫煙・飲食（アメ・ガム含む）は厳禁とする。
- (9) 作品の移動は原則として館の担当職員が行い、撮影関係者は作品には触れないこと。
※万一、大型の作品や多数の作品を移動する必要がある場合は、当館の指定する美術専門の業者を申請者の負担で用意すること。
- (10) 作品の撮影を行う際には、照明機材を使用する場合は原則として紫外線・赤外線カットを施してから使用し、また作品への照明は必要なときのみを使用し、こまめに消灯するなど作品の保護に努めること。
- (11) 使用する照明機材や三脚等の撮影機材には重しを置くなど転倒事故防止の措置を行うこと。
また、キャスター付きのある機材は、ストッパー機能のあるものを使用し、動かさないときはストッパーをかけ事故防止を心がけること。
- (12) 作品の前を人や機材が通る場合は、十分な間隔を確保し、撮影対象以外の作品にも接触しないよう配慮すること。
- (13) 掲載誌2部を当館に寄贈すること。
- (14) 緊急事態発生時及びその他撮影に関する事項については、館の責任者及び担当職員の指示に従うこと。